

基本情報	コード	名称	事業類型	IV	経常的事務事業	会計区分 コード	会計 01	款 02	項 01	目 09	細目 138	細々目 04
	事業名	0105										
	基本施策	59	市民の有効な意見をまちづくりに反映させる	所属	040300	企画財政部秘書広報課	連絡先(記入者) 南 一朗 22 - 9636					

概要	事業概要	行政情報を公開することにより、知る権利を保障し、市政への市民参加を促すこと及び個人情報の適正な取り扱いにより、個人の権利利益を守る。また、公開決定に対する異議申立てや制度についても審査会が審査を行い、市民参加による公正で民主的な、信頼される市政の推進を行う。						事業期間					
	根拠法令・要綱等	伊賀市自治基本条例、伊賀市情報公開条例、施行規則、伊賀市個人情報保護条例、施行規則				審議会・委員会等		平成	16	年度	～	平成	年度
	補助金支出	※支出“有”の場合要綱を記入						分掌事務番号	4				
	対象(誰を、何を)	情報公開・個人情報開示請求者				※対象件数		単位	H23実績	H24実績	H25見込	H26目標値	
	成果(どうする)	知りたい行政情報を得ることができる。											
H24実施内容	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用を行った。また、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の事務局事務を行った。												

指標	項目	単位	実績値				目標値		説明	
			H23		H24		H25	H26		
	活動指標	情報公開等請求件数	件	目標	800.0	目標	800.0	800.0	800.0	
				実績	884.0	実績	822.0			
成果指標	情報公開等請求件数	件	目標	800.0	目標	800.0	800.0	800.0		
			実績	884.0	実績	822.0				

コスト	項目	コスト(千円) ※基金の充当はしないでください。							特記事項記入欄(特定財源の名称等)			
		H23決算額	H24決算額	H25当初額	H26計画額	H27計画額	H28計画額	H29計画額				
	使用料・手数料											
	国費 (補助率)											
	県費 (補助率)											
	地方債											
	その他	83	78	60	60	60	60	60	60	情報公開等複写量料		
	合計(A)	83	78	60	60	60	60	60	60	特記事項記入欄(積算基礎等)		
	[支出]	事業費	その他事務経費	287	184	426	426	426	426	426	426	
			小計(B)	287	184	426	426	426	426	426	426	特記事項記入欄(有資格者の状況等)
人件費			正規職員	人数	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	2.0人	
			人件費	11,364	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	
			臨時・嘱託・再雇用職員	人数	人	人	人	人	人	人	人	
人件費												
小計(C)	11,364	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554	11,554			
合計(D=B+C)	11,651	11,738	11,980	11,980	11,980	11,980	11,980	11,980	11,980	特記事項記入欄(歳入確保の取組等)		
[収支]	一般財源充当額(D-A)	11,568	11,660	11,920	11,920	11,920	11,920	11,920	11,920			
	(うち繰越金)											
	※前年度比	—	92	260	0	0	0	0	0			
	対象者あたり一般財源充当額											

事後評価	必要性	8. 受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業														
	有効性	※廃止したときの影響				達成度				※未達成事項記入欄			効率性		※事業を行うにあたって非効率な点(実施主体、システム等)	
						(概ね)順調										
	関与の妥当性					協働の状況など										
	実施方法(該当するもの全て)	委託・指定管理(公募・競争)				負担金・補助金・交付金				※委託内容及び委託先の存在						
		委託・指定管理(非公募・随意)				直接実施(契約・交付事務を除く)										
	昨年度記載した改善策	情報共有指針や情報公開・個人情報保護制度について職員研修を実施する。市民と共有すべき情報の抽出を行い、市ホームページに掲載する。				左記改善策への取組状況				【状況】 【詳細】 計画のとおり進んでいない。						
		情報共有指針や情報公開・個人情報保護制度について職員研修を実施した。また、市民と共有すべき情報の抽出を行い、担当課により市ホームページに掲載した。														
	現時点における課題及び課題に対する改善策	設計図書の情報公開が全公開件数の6割を占めている。														
	今後の方向性	担当課長氏名	稲森 洋幸	方向性	現状維持	理由							市民の知る権利を保障し、市政への市民参加を促すため引き続き情報公開を実施する必要がある。また、個人の権利利益を守るため、個人情報を適正に取り扱う必要があるため。			